

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
https://ssl.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

第137号

2020年4月24日、消費者庁は「栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書(以下「報告書」)を公表しました。また1ヶ月前の3月27日に、食品表示基準、食品表示基準について(通知)、食品表示基準Q&Aがそれぞれ改正されており、新しいニュースではない点をご了承ください。

【ポイント】

- ・2019年12月に「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の策定検討について報告され、その後、厚生労働省より公表されました。
- ・食品表示基準の「栄養素等表示基準値」は「日本人の食事摂取基準(2015年版)」を基に設定されています。
- ・消費者庁は「栄養素等表示基準値」等の見直しに関する検討を行い、結果、改定は行わないことになりました。

◆検討の背景

栄養素等表示基準値※は、栄養強調表示や栄養機能食品の表示をする際に基礎となっているものです。改定が検討された背景については「報告書」に整理されています。

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定している栄養素等表示基準値は、厚生労働省策定の「日本人の食事摂取基準(以下「食事摂取基準」という)(2015年版)」に基づき設定している。食事摂取基準に示された栄養素について、当該食事摂取基準を性及び年齢階級(18歳以上に限る)ごとの人口により加重平均した値であり、食品に関する表示を行う際に用いる基準値として設定したものである。

「日本人の食事摂取基準(2020年版)」が公表されました

～栄養素等表示基準値の改定は見送りに～

厚生労働省の「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会において、食事摂取基準の改定が検討され、平成31年3月22日の第6回検討会を経て、食事摂取基準(2020年版)が公表された。

栄養素等表示基準値については、食事摂取基準の1日当たりの摂取目安量、栄養機能食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行うための栄養成分の量の下限値及び上限値の一部並びに栄養強調表示の基準値の一部の設定の基礎となっている。

このため、本事業は、食事摂取基準(2020年版)の公表を踏まえ、栄養素等表示基準値等の見直しに関する検討を行うことを目的とした。

※「食品表示基準」について(通知)において、「栄養素等表示基準値」とは、表示を目的として、食事摂取基準の基準値を日本人の人口に基づき加重平均したものであり、必ずしも個人が目指すべき1日当たりの栄養素等摂取量を示すものではない。」と記載されています。

◆検討結果

「報告書」では、以下のとおり検討の結果について整理されています。

- ・食事摂取基準(2020年版)に基づく栄養素等表示基準値の改定は行わない。
- ・ただし、その論拠を報告書に明記するとともに、国民の食品によるビタミンD※の摂取状況等を把握した上で、慎重に改定要否を検討する。

※栄養素等表示基準値の現行値と暫定値(食事摂取基準(2020年版)及び最新の人口推計値を用いて算出を比較し、ビタミンDは差異が50%以上であったため、特に優先検討項目とされました。

また、栄養素等表示基準値の改定は行わないこととされたため、栄養機能食品に含まれる栄養成分量の下限値及び上限値並びに栄養強調表示の基準値の改定についても、行わないこととされました。

なお改定年次の表示については、検討委員より以下の指摘があったことが報告されています。

・事業者がどの時点の栄養素等表示基準値を参照して記載しているのか明確化し、消費者にその情報を伝えるためにも、栄養素等表示基準値の改定年次の表記が必要ではないか。

・栄養素等表示基準値の改定が行われなかった場合であっても、検討の結果、改定を行わない旨の判断がなされているため、結果として改定が行われない場合であっても参照すべき年次の表記を行うことが必要ではないか。

◆「食品表示基準」についての改正内容

これを受け、2020年3月27日に「食品表示基準」について「通知」が改正されました。栄養機能食品の表示に関する点を、「食品表示基準」について、第十九次改正「新旧対照表」より以下に抜粋して示します。「食事摂取基準(2015年版)」の記載を消すことで、2015年版(2020年版等の混乱をなくす意図と思われまます)。

新

「栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言」とは、「栄養素等表示基準値(18歳以上、基準熱量2,200kcal)」その他これに類する文言とする。

必要な表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言

を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えない。その場合、出典を明記すること。

旧

「栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言」とは、「栄養素等表示基準値(18歳以上、基準熱量2,200kcal)」その他これに類する文言とする。

食品表示基準に基づき栄養素等表示基準値に関する表示をする場合、栄養素等表示基準との差別化を図るため、「栄養素等表示基準値(2015)」等、日本人の食事摂取基準(2015年版)を基にしていることが分かるような表示とすることが望ましい。

必要な表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えない。その場合、出典を明記すること。

その他、食品表示基準においては「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」についても改正があり、低い旨の表示は「基準値に満たない場合にすることができ」から「基準値以下である場合にすることができ」に変更されています。

しばらくは当コラムでも新型コロナウイルス感染症関連のニュースを優先して掲載していましたが、3月27日の改正について確認されていない方は、一度目を通しておかれるとよいと思います。(川合)

出典：栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/
食品表示基準について 第十九次改正 新旧対照表
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200327_14.pdf

ミニコラム 「栄養強調表示の表現について」

「カルシウムたっぷり」、「脂肪ゼロ」、「塩分30%カット」……。栄養強調表示については「食品表示基準」に基準が定められており、表示をする場合は、定められた条件を満たす必要があります。

表現例としては、下記の例示があります。

■栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表現例

(「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」P19)

(1) 栄養成分の補給ができる旨

高い旨：高〇〇、〇〇豊富、〇〇多
その他上記に類する表示

含む旨：〇〇源、〇〇供給、〇〇含有、〇〇入り、〇〇使用、
〇〇添加
その他上記に類する表示

強化された旨：〇〇30%アップ、〇〇2倍
その他、他の食品と比べて栄養成分の量が強化された旨の表示

(2) 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

含まない旨：無〇〇、〇〇ゼロ、ノン〇〇
その他上記に類する表示

低い旨：低〇〇、〇〇ひかえめ、〇〇少、〇〇ライト、
ダイエット〇〇
その他上記に類する表示

低減された旨：〇〇30%カット、〇〇10g オフ、〇〇ハーフ
その他、他の食品と比べて栄養成分の量が低減された旨の表示

■糖類を添加していない旨又はナトリウム塩を添加していない旨の表現例

糖類を添加していない旨：糖類無添加、砂糖不使用
その他上記に類する表示※

(※「ノンシュガー」、「シュガーレス」のような表示は、糖類に係る含まない旨の表示の基準が適用)

ナトリウム塩を添加していない旨：食塩無添加、食塩不使用
その他上記に類する表示

では、「その他上記に類する表示」にはどんな表現があるのでしょうか？

令和2年4月に消費者庁のホームページに掲載された「平成30年度市販食品における栄養成分表示及び栄養機能食品の表示に関する実態調査報告書」(P13)には、「栄養強調表示の例」として上記以外に「食物繊維しつかり」と記載されています。「食物繊維がしつかり(含有されている)」ということですね。

製造、販売する商品に対して「栄養強調表示」をしようとされる場合、上記の様な表現例を確認した上で表示を検討されると思いますが、そのように意図されなくても「その他上記に類する表示」をしている場合があるかもしれません。

また、栄養強調表示は、一括表示の枠外に目が行きがちですが、一括表示の枠内に「名称：〇〇(カリウムやマグネシウム等該当する栄養成分の名称等)含有食品」とされているものも「栄養強調表示」の1つと考えます。

「栄養強調表示」は欠乏や過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分について、表示をする際の基準を定めています。

このコロナ禍で健康や栄養への意識はより高まっていると感じます。ご紹介した調査結果やガイドラインをご一読していただき、貴社のパッケージや表現例を改めて確認してみたいはいかがでしょうか。

(渡邊)

【参照】

「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf

「平成30年度市販食品における栄養成分表示及び栄養機能食品の表示に関する実態調査報告書」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/pdf/food_labeling_cms206_200424_03.pdf

今月の「お気に入り」言葉

To eat is a necessity, but to eat intelligently is an art.

(フランソワ・ド・ラ・ロシュフコー)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp